

大分大学医学部実習指導検討会内規

平成21年3月19日制定

(趣旨)

第1条 この内規は、大分大学医学部看護ユニフィケーション・システム推進委員会（以下「推進委員会」という。）細則（平成21年医学部細則第1－4号。以下「細則」という。）第7条第2項の規定に基づき、実習指導検討会（以下「検討会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 検討会は、大分大学医学部附属病院（以下「病院」という。）における看護学実習の質的向上並びに看護職員及び教員双方の臨床指導能力の向上を目指して、実習指導上の具体的な課題に関して情報・意見交換等を行い、臨地実習指導の在り方を検討するため、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 実習指導者及び教員の役割並びに実習指導体制に関すること。
- (2) 実習指導上の課題及び対策に関すること。
- (3) その他看護学臨地実習指導の在り方に関すること。

(組織)

第3条 検討会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 細則第3条第1項第2号の委員のうちから1人
- (2) 細則第3条第1項第4号及び第5号の委員
- (3) 病院の各実習科目担当教員 各1人
- (4) 看護学科実習部会の代表教員 1人
- (5) 病院各病棟の看護師（臨地実習担当者） 各1人
- (6) 病院外来の看護師（臨地実習担当者） 1人
- (7) その他推進委員会が必要と認めた者 若干人

2 前項第1号及び第3号から第7号までの委員は、推進委員会の推薦に基づき、医学部長が指名する。

(任期)

第4条 前条第1項第1号及び第3号から第7号までの委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 検討会に委員長を置き、第3条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、検討会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 検討会の事務は、検討会において処理する。

(雑則)

第8条 この内規に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、推進委員会の議を経て検討会が別に定める。

附 則（平成21年医学部内規第1－2号）

- 1 この内規は、平成21年3月19日から施行する。
- 2 この内規施行の前日に任命されている第3条第1項第1号及び第3号から第7号までの委員は、この内規により選考されたものとみなし、その任期は、第4条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。
- 3 大分大学医学部実習指導検討会要項(平成18年4月1日制定)は、廃止する。